

静岡県茶業振興条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 茶業者、茶業団体及び県の責務等（第4条―第8条）
- 第3章 茶業の振興のための施策（第9条―第16条）
- 第4章 お茶の評価の維持及び向上並びに信頼の確保（第17条―第22条）
- 第5章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、茶業が本県経済の発展に大きな役割を果たし、地域の産業として重要な地位を占めるとともに、お茶が県民の生活に深く浸透し、県民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担う中で、人口の減少、高齢化の進展、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業者、茶業団体及び県の責務等を明らかにするとともに、茶業の振興のための施策並びにお茶の評価の維持及び向上並びに信頼の確保に係る措置を講ずることにより、茶業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 茶業 お茶の生産、製造及び加工並びに流通及び販売に関する事業をいう。
- (2) 茶業者 県内において茶業に従事するものをいう。
- (3) 茶業団体 茶業者への茶業に関する支援を県内で広域的に行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 茶業の振興は、茶業者の自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

- 2 茶業の振興は、茶業者が地域に根ざした事業活動を行い、地域の経済及び雇用を支え、地域社会において重要な役割を果たしているという認識の下に行われなければならない。
- 3 茶業の振興は、茶業者、茶業団体、県、国、市町等の連携の下、県民の協力を得て行われなければならない。

第2章 茶業者、茶業団体及び県の責務等

（茶業者の責務）

第4条 茶業者は、経済的社会的環境の変化に対応するため、相互に連携を図り、主体的かつ積極的に経営の向上に努めるものとする。

- 2 茶業者は、自らが地域社会において重要な役割を果たしている存在であるという認識の下、茶業の健全な発展に寄与し、もって地域の経済に貢献するよう努めるものとする。

（茶業団体の責務）

第5条 茶業団体は、茶業の振興のための施策の実施に関し中心的な役割を果たすべき存在であるという認識の下、他の茶業団体と連携して、茶業者に対する支援を積極的に行わなければならない。

- 2 茶業団体は、経済的社会的環境の変化により複雑化する茶業者の経営課題の解決に必要な支援を行うため、自らの機能及び能力の向上に努めるものとする。

3 茶業団体は、県が実施する茶業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、茶業の振興のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、茶業の振興のための施策の実施に当たっては、茶業者、茶業団体、国、市町等と連携を図らなければならない。

3 県は、地域社会における茶業の重要性及びお茶の果たす役割について、県民等の理解を深めるよう努めなければならない。

4 県は、茶業の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県と市町との協力)

第7条 県は、茶業の振興のための施策の実施に当たっては、市町に対して必要な協力を求めるとともに、市町が行う茶業の振興のための施策に関し必要な協力を行うものとする。

(県民の協力)

第8条 県民は、地域社会における茶業の重要性及びお茶の果たす役割について理解を深め、県が実施する茶業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

第3章 茶業の振興のための施策

(人材の育成及び確保)

第9条 県は、茶業に関する技術及び知識の継承及び水準の向上を図るため、茶業を担う人材の育成及び確保のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生産者の経営の発展)

第10条 県は、茶業の持続的な発展を図るため、お茶の生産者による栽培面積の拡大、経営の法人化の推進等経営の発展のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(茶園の整備、集積等)

第11条 県は、茶園の生産性の向上を図るため、茶業者による茶園の整備、集積等のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(製造及び加工並びに流通及び販売の高度化)

第12条 県は、良質で多様なお茶の供給拡大を図るため、茶業者によるお茶の製造及び加工並びに流通及び販売の高度化のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(品質の向上)

第13条 県は、お茶の市場価値の向上を図るため、茶業者によるお茶の品質の向上のための取組に対する支援、お茶の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(消費の拡大)

第14条 県は、茶業の収益性の向上を図るため、茶業者によるお茶に関する新たな商品及びサービスの開発等お茶の消費の拡大のための取組に対する支援、お茶の消費の拡大に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(茶園の景観等を活用した交流の拡大等)

第15条 県は、消費者のお茶に関する理解の促進を図るため、茶園の景観、お茶に関する施設等を活用した観光の振興その他地域間の交流の拡大及びお茶に関する情報の発信のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(輸出の促進)

第16条 県は、お茶の需要の増進を図るため、茶業者によるお茶の海外市場の開拓等お茶の輸出の促進のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 お茶の評価の維持及び向上並びに信頼の確保

(茶業者による取組)

第17条 茶業者は、お茶の品質等に対する消費者の支持を確固たるものとするため、次条の規定の遵守その他の取組により、お茶の評価の維持及び向上並びに信頼の確保に努めなければならない。

(茶葉等の製造及び加工並びに流通及び販売に関する制限)

第18条 茶業者は、規則で定める茶葉等で飲用に供するものを流通又は販売の目的をもって製造し、又は加工するときは、知事が別に定める物質を混入してはならない。

2 何人も、前項の物質を混入して製造され、又は加工された前項の茶葉等を流通させ、又は販売してはならない。

(指導職員等)

第19条 知事は、この章の規定の適正な実施を図るため、指導職員を置く。

2 指導職員は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 知事は、指導職員を補助させるため、指導員を置くことができる。

4 指導員は、茶業に関する知識及び技能を有する者のうちから知事が委嘱する。

(指導、勧告等)

第20条 知事は、第18条の規定に違反する行為をしたと認められる者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるときは、同項の者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置の内容及びその結果について報告を求めることができる。

(報告徴収及び立入調査等)

第21条 知事は、前条第1項の規定の施行に必要な限度において、第18条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者に対し報告を求め、又は指導職員及び指導員に、当該者の事務所、工場、事業場、店舗、倉庫若しくは住居に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において同条第2項の茶葉等（同項の茶葉等の疑いがある物を含む。次項において同じ。）若しくはその製造若しくは加工に供した材料若しくは器具を無償で収去させることができる。

2 知事は、第20条第1項の規定の施行に必要な限度において、指導職員及び指導員に、第18条第2項の茶葉等を保管していると認められる者（第18条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者を除く。）の倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該茶葉等を無償で収去させることができる。

3 前2項の規定により立入調査等をする指導職員及び指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(公表)

第22条 知事は、第18条の規定に違反する行為をしたと認められる者又は当該行為をした疑いがあると認められる者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨及び当該勧告等の内容を公表することができる。

- (1) 第20条第1項の規定による勧告に正当な理由がなく従わなかったとき。
 - (2) 第20条第2項の規定による報告を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (3) 前条第1項の規定による報告を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による立入調査等を、正当な理由がなく、拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第3章第3節の規定の例により、当該公表に係る者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

第5章 雑則
(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(静岡県製茶指導取締条例の廃止)
- 2 静岡県製茶指導取締条例（昭和31年静岡県条例第8号）は、廃止する。
(静岡県製茶指導取締条例の廃止に伴う罰則に関する経過措置)
- 3 この条例の施行前にした行為に対する静岡県製茶指導取締条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
(公益社団法人静岡県茶業会議所の活動促進に関する条例の一部改正)
- 4 公益社団法人静岡県茶業会議所の活動促進に関する条例（昭和34年静岡県条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事業計画の承認) 第4条 (略) <u>(製茶指導取締についての協力)</u> 第5条 会議所は、静岡県製茶指導取締条例 (昭和31年静岡県条例第8号)の実施について <u>協力しなければならない。</u>	(事業計画の承認) 第4条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。